

因果関係がないはずない、のでは!?

10月18日(日)昼頃、外環トンネル工事中の調布市の住宅街で道路陥没事故が発生しました。ケガなど犠牲になった方がおられなかったのは不幸中の幸いでしたが、陥没現場近くでは、トンネルを掘削するシールドマシンが通過する数週間にわたり振動や異音を感じる、住宅の塀のタイルがはがれる、外床と路肩に亀裂や段差が発生するなど、トンネル工事が起因と疑われる被害が発生し、住民は不安を訴えていました。生活者ネットワークは、原因究明されるまで工事を中止すること、現場周辺だけでなく沿線全域の地盤調査を早急に実施することなど、国に強く求めるよう22日に区長に申し入れました。翌日には区長から事業者である国とNEXCO東日本に要請書が提出されました。原因究明のため、沿線すべてのシールドマシンを停止し、地盤調査が開始され、11月2日、21日と地中に空洞があることが確認されました。いずれも、外環トンネル上に位置しています。事業者は「工事との因果関係は不明」と言っていますが、これだけ狭い範囲に陥没や空洞が発見されたのですから、因果関係がないはずないのではないかと考えます。

公正な調査のためには第三者による事故調査委員会の設置を

現在、「東京外環トンネル施工等検討委員会 有識者委員会」において調査を行っていますが、構成メンバーは外環を推進するために設置された「東京外環トンネル施工等検討委員会」とほとんど変わりません。これで、事故の原因究明ができるのか、公正な判断ができるのか、疑問を持たざるを得ません。



地下40メートルの大深度を掘削する工事の影響を懸念する沿道住民に対して「地上には影響がない」、野川や白子川の気泡発生について「地表の環境に影響はない」と応えてきた事業者の責任は重大です。徹底的な原因究明と工事継続の可否について公正な判断のためには、第三者による委員会の設置を求めます。また、現在、会議録は議事概要のみですが、詳細な議事録と調査内容、結果も含め、徹底した情報公開を求めます。

住民合意が得られない限り、工事の再開は容認できません。

(写真は、調布市から調布生活者ネット木下市議に提供されたもの)



区議会議員 やない克子

保健福祉委員会／交通対策等特別委員会
ホームページ <https://yanai.seikatsusha.me>



区議会議員 きみがき圭子

文教児童青少年委員会／総合・災害対策等特別委員会
ホームページ <https://kimigaki.seikatsusha.me>



「地上には影響しない」前提が崩れた

「大深度法」は廃止に!

大深度法が最大の事故原因だ

調布市の道路陥没現場近くに在住し、自宅の壁にひびが入るなどの被害を受けたジャーナリストの丸山さんは「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（以下、大深度法）」は違憲と主張。

「大深度地下は通常使用されない空間」で「地上には影響が及ばない」として、地権者に了解を得ることなく、工事を進めることができる大深度法。本来であれば、道路などの公共工事などの用地取得には地権者との合意と適正な補償が必要です。しかし、大深度法があることで、土壌や地歴の調査から実際の工事まで綿密な実行が求められることへの対処がいい加減になり、ずさんな工事が強引に進められてきた、と丸山さんはじめ、外環道の問題点を明らかにするため活動している外環ネットのメンバーは指摘しています。

野川や白子川に酸欠気泡の発生があっても「環境には影響ない」、住民からの振動や異音などの被害の訴えがあっても「シールドマシンが通り過ぎるまでの間」などと、国も NEXCO も問答無用の姿勢だったのは、「法に則っているから問題ない」とされているからだと言います。

トンネル工事の専門家は、**掘削と地中の圧力のバランスが崩れれば、地中の土砂と水が移動し陥没や空洞はどこにでも起こりうる**ことだと指摘します。

「所有権は侵してはならない」という憲法 29 条に反する大深度法は廃止すべきです。



11月21日「外環道工事の真上で 道路・宅地の陥没事故発生！ 新たな空洞発見・沿線全体に不安が！ ～外環道・陥没事故の緊急報告集会～」に参加した小松久子、やない克子。武蔵野市南町コミュニティセンター

2020年11月25日 発行 生活者ネットワーク 発行責任者 やない克子
〒176-0001 練馬区練馬 1-15-1-302 TEL:03-3993-4899 FAX:03-5999-4632
Web ページ: <http://nerima-seikatsusya.net/>
メール: net-gikai@jcom.home.ne.jp ご意見・ご質問をお寄せください

